

平成27年度 保育所・幼稚園入園案内

●問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎）
☎242-1159

平成27年度 認可保育所等入所申込の手引き

保育所一覧や入園手続きについて、詳しくは手引きをご覧ください。入所申し込み用紙と一緒に配布しています。

子ども・子育て支援 新制度がスタート

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。来年4月から本格運用される予定の新制度では、これまで多く利用されてきた幼稚園や保育所に加え、0～5歳児を保育する、幼稚園と保育所の特徴をあわせ持った「認定こども園」を普及していきます。



新制度がスタートすると
今まで何がかわるの？

入所・入園手続きがこれまでと大きく変わるわけではありませんが、申し込みの際、平成27年度から保育の必要性などについて、市の認定を受ける必要があります。



認定区分が必要となるのは
どのような施設なの？

- ① 保育所
(認可保育所や家庭的保育室など)
- ② 新制度を利用する幼稚園
(本市にはまだありません)
- ③ 認定こども園

●入所要件

日中、次のいずれかの理由で両親が子どもを保育することができないこと。

- ① 家庭外労働・家庭内労働、就学
- ② 病気や怪我による療養
- ③ 病人の看護など
- ④ 母親の出産など
- ⑤ 家屋の災害による復旧のためなど
- ⑥ その他

●申込方法

受付期間内に、市の所定の窓口で申込書類を提出してください。

●申込書類

- ・新規入所申込書
- ・家庭状況調査書
- ・平成27年度保育所入所希望の方へ(要署名)
- ・認定申請書

●転園の取り扱い

現在在籍している保育所とは別の保育所に入所したい場合は、受付期間中に新たに申し込みを行ってください。

●継続入所の場合

現在在籍している保育所で書類を受け取り、保育所に提出してください。



どのような認定を
受ける必要があるの？

保護者の就労状況など、各家庭の状況に応じて保育の必要性などを3つに分けて認定します。

3つの認定区分

認定区分	対象	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保育の必要な理由(保護者の就労など)に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保育の必要な理由(保護者の就労など)に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (家庭的保育室など)

※2号・3号認定については、保育標準時間認定(最大11時間/日)と保育短時間認定(最大8時間/日)のいずれかが適用されます。



合志市でも、すべての保育所・幼稚園で認定が必要なの？

保育所・認定こども園に入園を希望する場合のみ認定が必要となります。市内の幼稚園に入園を希望する場合、今のところ認定は必要ありません。



今まで通っていた保育園に
継続して通うときも
認定が必要なの？

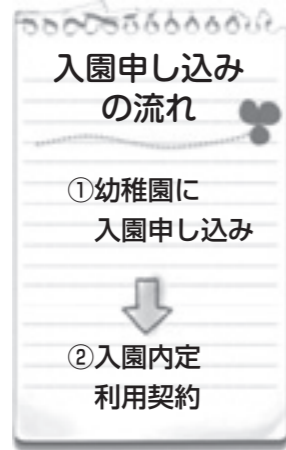
認定申請は必要です。ただし、申込書の配布・提出先は保育園になります。また、現在通っている園とは別の保育所に通いたい場合は、新たな入所申し込みと共に認定申請が必要です。



平成27年度 入園申し込み 幼稚園 認定こども園

幼稚園 ●申込方法

入園希望先の幼稚園に、申込書類を直接提出してください。受付開始は11月初旬の予定です。詳しくは幼稚園にお尋ねください。



認定こども園

本市の認定こども園は、平成27年4月に1カ所新設する予定です。申込先など、今のところ未定です。詳しくは手引きをご覧ください。

— 保育所入所申し込み手続き —

- 申込用紙配布・受付期間
11月4日(火)～12月3日(水)
- 配布場所・申込先
・子育て支援課(西合志庁舎) ・須屋支所
・市民課総合窓口(合志庁舎) ・泉ヶ丘支所

